

# 定 款

一般財団法人 岐阜県社会保険協会

# 一般財団法人 岐阜県社会保険協会定款

平成 24 年 4 月 1 日認可

平成 26 年 4 月 1 日改正

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人岐阜県社会保険協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を岐阜県岐阜市に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、健康保険、厚生年金保険及び国民年金等の被保険者、被保険者であった者及びその被扶養者（以下「被保険者等」という。）の健康及び福利の増進を図るとともに、社会保険制度の普及および社会保険事業の推進に協力し、もって社会保険制度の円滑な運営に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 被保険者等の福利増進及び健康保持増進に関する事業
- (2) 社会保険制度の普及・発展に寄与する事業及び研究
- (3) 社会保険事業の円滑な運営を図るため必要とする事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 この法人の基本財産は、次に掲げるものとする。

- (1) この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、5,050,500円をこの法人の基本財産とする。
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (7) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第4章 評議員及び評議員会

### 第1節 評議員

(評議員)

第9条 この法人に評議員20名以上30名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第12条 評議員に対する報酬は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償ことができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の費用に関する規程による。

## 第2節 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書及び財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度の終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、開催する必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、記名押印しなければならない。

## 第5章 役員及び理事会

### 第1節 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上14名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長とし、1名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事を選任する場合には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第10号及び第11号に規定する要件をいずれも満たさなければならない。

4 役員を選任に関し必要な事項は、評議員会の決議により、別に定める役員及び評議員に関する規程による。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び常務理事は、理事会で別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、副会長及び常務理事は毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事の監査については、法令及びこの定款に定めるもののほか、別に定める監事監査規程によるものとする。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対する報酬は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める役員報酬規程により支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の弁償をすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の費用に関する規程による。

## 第2節 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠けたとき又は事故あるときは、他の理事がこれにあたる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第6章 会 員

(会 員)

第33条 この法人の目的に賛同した岐阜県内に所在する健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の事業主を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める会員に関する規程による。

(会 費)

第34条 会員は、この法人の運営に要する会費を負担するものとする。

2 前項の会費の額、その他必要な事項については、理事会の決議により、別に定める会費規程による。

## 第7章 支 部

(支 部)

第35条 この法人は、岐阜県内に所在する年金事務所管轄区域ごとに支部を置くことができる。

2 支部の組織運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める支部規程による。

## 第8章 事 務 局

(設置等)

第36条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長については、理事会の決議を経て任免し、他の職員については会長が任免する。

4 事務局の組織運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。



2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配の制限)

第39条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第40条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 情報公開

(情報公開)

第42条 この法人は、公正に開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程によるものとする。

## 第12章 雑 則

(実施細則)

第43条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の承認を受けて、会長が別に定める。

(顧問)

第44条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

2 会長は、理事会の決議を経て、顧問を委嘱することができる。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、理事会及び評議員会で意見を述べるることができる。

4 第24条第1項の規定は、顧問について準用する。

5 顧問の内、特に会長が推薦した者は名誉顧問とし、任期は特に設けない。

6 名誉顧問及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

## 附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	岡本 太右衛門	松井 宏一	森 健二	小川 健
	柴田 雅生	稲垣 峰雄	棚橋 俊徳	高橋 良直
	川嶋 司郎	岸田 英三	柴田 政勝	野中 一起
	秋沢 幸正			
監事	高橋 泰隆	佐野 孝之		

4 この法人の最初の会長は岡本太右衛門、副会長は森健二とし、常務理事は秋沢幸正とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

辻 修	水谷 晃三	三輪 文男	岩野 潤
長谷 和治	大橋 仁壽	大島 義信	平松 志年
桐山 茂男	村瀬 頼厚	田中 正則	奥村 民夫
吉村 年男	加藤 金敏	山内 豊	伏屋 憲治
亀山 正巳	梶岡 功一	荻巢 春信	高木 健志
山本 美奈子	中井 利晃	武藤 真弘	高田 徹
横井 宏	川浦 且博	山田 貴敏	岡田 洋一
田中 豊一			

6 改正後の定款は、平成26年4月1日から適用する。